

＜参 考＞

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置法第4条に係る企業年金等関係法令等

厚生年金保険法（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第1条の規定による改正前の厚生年金保険法）関係

条文	義務内容	期日等
第116条 ・厚生年金基金令（※1）第3条、第4条、第42条	厚生年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第174条（第98条第4項の準用）	年金たる給付又は一時金たる給付の受給権を有する者の死亡届出	10日以内
第177条 ・厚生年金基金規則（※2）第56条第1項、第2項	報告書の提出	（業務報告書）毎年3月、6月、9月、12月の翌月15日まで （運用報告書）翌事業年度9月30日まで

※1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金令

※2 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第1条の規定による廃止前の厚生年金基金規則

確定給付企業年金法関係

条文	義務内容	期日等
第15条 ・確定給付企業年金法施行令第8条、第9条、第58条	企業年金基金の公告	（設立の場合）4週間以内 （変更の場合）2週間以内 （解散の場合）2週間以内
第86条	規約型企業年金の規約の失効	30日以内
第99条	受給権者の死亡届出	30日以内
第100条第1項	報告書の提出	毎事業年度終了後4月以内

確定拠出年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 16 条第 1 項 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 11 条	企業型年金加入者の氏名及び 住所その他の事項の通知	5 日以内
第 47 条	企業型年金の規約の失効	30 日以内
第 50 条 ・ 確定拠出年金 法施行規則第 27 条	報告書の提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 92 条第 1 項	運営管理機関の登録事項の変 更の届出	2 週間以内
第 93 条	運営管理機関の廃業等の届出	30 日以内
第 102 条 ・ 確定拠出年金 運営管理機関に 対する命令第 12 条	運営管理機関の業務報告書の 提出	毎事業年度終了後 3 月以内
第 113 条第 1 項	企業型年金運用指図者、個人型 年金加入者、個人型年金運用指 図者又は連合会移換者（当該企 業型年金又は個人型年金に個 人別管理資産がある者に限 る。）の死亡届出	10 日以内

国民年金法関係

条文	義務内容	期日等
第 121 条 ・ 国民年金基金 令第 6 条、第 7 条、36 条	国民年金基金の公告	（設立の場合） 4 週間以内 （変更の場合） 2 週間以内 （解散の場合） 2 週間以内
第 127 条の 2 ・ 国民年金基金 規則第 8 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 16 条、	加入員の資格の喪失、氏名・住 所の変更	14 日以内

第 17 条		
第 137 条の 3 の 4 第 2 項、第 137 条の 3 の 10 第 2 項	国民年金基金の財産目録及び貸借対照表の備え置き・閲覧 (基金の合併及び分割の場合)	代議員会の議決日から厚生労働大臣の認可を受ける日まで
第 138 条(第 105 条 第 4 項の準用) ・国民年金基金規則第 9 条、第 20 条第 1 項	加入員及び基金又は連合会が支給する年金又は一時金の受給権者の死亡届出	14 日以内
第 140 条 ・国民年金基金規則第 44 条第 1 項、第 2 項	基金の報告書の提出	(業務報告書) 毎年 3 月、6 月、9 月、12 月の翌月 15 日まで (運用報告書) 翌事業年度 9 月 30 日まで